

出羽國風土記卷之二

平池
卷之二

出羽國風土畧記卷之八



依海郡

東禪寺八幡宮

愛宕山

天正寺

吉原寺

中山大明神

相沢権現 平島

飛鳥社

酒田城 附城代

上山王 又平島氏

富士権現

時鏡

神の浦

徳光寺

台津山

新山大権現

同三十六人

下山王

瀧巖寺

観音寺

松山領

山寺

才シメ

三之三

藥師堂

砂城館

山館

山谷堤

附阿於登関

言泉社

生石山

朝白山八幡文

鷹尾山

朝白山館

地藏堂

喜沃村

附番

草津村

下忍川村

梁

飛沃燈現

親善寺館

八幡宮

堀海社

新田目館

附留守所

梵照寺

大月社

政所

K290

出羽國風土畧記卷之五

出羽國風土畧記卷之五

一飽海郡

田川郡の山あり東山ハ山なり西山ハ海之
南に大河有り海郡の境なり延喜式三代
実録亦に尚郡の事多くあり元慶二年夏
四月十七日丙寅出羽國慎警固太二月
出羽國飽海郡諸神社色西石鏃陰陽寮
云宣警兵賊由是預戒不虞云々仁和八
年七月二日飽海郡海濱西石似鏃皆向
南陰陽寮占曰彼國之憂應在兵賊疾疫

云く、嶽是先学既此文志云、海山記曰、地名蒼溟山、上亦有海郡、名飽海、專此謂也。云く、上下畧、山上の海とハ多海、山上の海の事、聖禱と云く、ハ鑿說といふ、ハ一多の海の事、吹浦の古記云、北嶺の池とあり、山上の緒地よりして多及祠は塩より多禱の事、下山の以名砂を惜ぬ人なり、何を飽んのか、んや、君意を以て考れを南郡ハ海田より吹浦まで今の尺程三十一里、六里、百里、皆

砂地よりして吹りに飽ぬ人なり、況凡の烈ハ多ハ砂を吹立海は下ハ漲ハ彼天竺より多に就砂川まで凡はあハを種をり、りきて凡の止を待といふ、面乾かの何なり、りと山寺氏のいふ、ハけ所之波海、喧くして往返するもの長途を飽りてと、いふ事なり、然れど、ハけ地をさるもの形ハ、一まによりして飽海の名ハ出り、多や、郡中、佐佐木濃平田として三ハあり、郡中の大邑と、海田といふ万民出て用を達た多教ふ子餘

あり

一酒田城

東禪寺の城ともいふ又飛り橋城ともいふ
史末末よ記を但古来ハ大河の首にあり
一と書よ記一傳れを略之往古出羽西目の
城あり美濃記七と書年慶如志の渡りて
平橙歌をおと一と書詞一和名の中うに我
よ何と云ふ出羽西一二年二年の内よあ
ぬ事ハよもあろ一酒田の湊ハけ少人の文
酒田正平城の城なり只今ありり(さん

一と云とたと一と云れ在橙乃りこと何れのお
船賃と云てハ元了を渡をま一と云れとて渡
と云と云く酒田城といへり武藏の代と
なりて酒田の城と云れ一人もや又いふ人
もや所見な一横方平記二十九よ奥州の後
於新波大碓在系方史政連同云上後程方史
政家おたよ幣を集め將軍義政公(カと付
事と一と云て同志の西人を語りれり政家
の軍幣に史利仙福戸沃云仁益田中堂仁
嘉保赤城大梵寺酒田鮭延清水白鳥山色

長瀬延次在次上山村山氏家管拍了指白
岩以下の名馳集りて其管部合之可餘騎に
あーハハ於てけ勢を卒お丸子伝吏郡一
まーして山陸尾を上洛さんとせしむると云々
以上二十之五所尚西の武士なり通人とは
朝家より立置れ一人をいふ天正七年の次
二宮上家と上板家と合戦より事なきあり
尚城城後一得るる時ハ城後より城代を
至る上家一得るる時ハ二宮上家より城代
を至る

一城代

案より天正十三酉年より十七年迄まで
上板家より其糟値後守を城代とす翌十
八年川村玄義志田修親交之羽原記尾浦
城代の系下に其城後より其糟値後守
并城元年其敗を司る文武兼備一侍
一羽原手向意化堂を造管一神社を設
ひる姓を振育一徳を在境に混むと云々
尾内記亦に尾浦城代の事曰く一尾正曰
今河内城中に於て其の教具是のうち其糟

備後守祖といふ付札ありとを納ハ南城代
あり事疑なりといふ一

諸家お太平記ハ其糟備後守清長とあり

一城代

川村玄茂 姫の孫 志田修理下侍二十騎お
臨工秋家より至之元月初行言を檢察一
くも後なり慶長六年丑巳月三日上出羽守成
三男清水大茂少輔太指忌甲斐守守を大納と一
て志村伊豆下注注是是の亦亦ははお備酒
田田一責入お脚ふ其人降参にけ飯三石上取一

注を一りりて其人とも小舎侍一送参いさる
け時の合戦を七人志田成弓箭といふ天心
十二年の秋より翌年又年の冬と十六年
の夏庄田二郡系勝領之志田氏の子孫松本
白岩渡村より一委一に事ハ彼江のり

一城代

一城代

志村伊豆光安等長六年川村志田降参の
後三石取より至之川山より三石を宛仍
りの三石上七石を宛を宛せしれり時一石と

いふ伝正曰志村伊豆ハ出羽守民光の老臣
なり始の者ハ九郎之傳共ニ長十六年辛亥八
月七日死去移渡川系喜源寺ニ葬ル戒名
青石院成前多州太守天室良法大居士

一城代

志村九郎之傳光惟光安の嫡子 長十六年の冬
光安の家督を下され城代とあり翌十七年
吹浦海軍を建立同十九年六月朔日大梵
寺城代新関因幡守に招られ大梵寺堂城
刻一票云神といふ士二九ハ出迎光惟を討

千附年十九歳家臣を叛けし事討死せし事
上杉の老臣より内々して因州妙法寺に於
けり之を主従の死骸喜原寺に葬ル戒名ハ
鷲峯院成前天常心大居士但子戒名真山
正公禅定門志村氏父子尚城を治り事十
三年あり

一城代

赤尾洋右進門田造酒正慶長十九年志村
氏滅後其上杉より重之志尾津ハ由理
あり門田氏事未考元和八年壬戌夏其上

天正十二年京勝庄内を領せしれ一附本
庄^備城前重長りり知りて城後西濃波より
日光院といふ別当八幡宮をけ城より勅使
京勝より二十二石に斗二年又合の事附状
を給ふ今大津山東禪寺八幡宮といふ古人
けまの山号古号といふハ誤なり大津山ハ
多海山の東にありる山の名なり東禪寺ハ
地名なり事疑ひなり一加賀は大聖寺當由
庄内大梵寺の親寄地名なり何そハ橋下
古号阿らんやと云く別当務後川系にあり

如龍院といふ川州熊野派山伏の觸記なり
壬午一派の葬礼の導師を勤む

天和二年八月庄内巡見記に當社ハ神宮
ありと記しハハ誤なり山伏を神宮と
噴語也一と見へり

一上山王 又本まらひ

東禪寺分院後所の東にあり往古園日寺
殿の社とま社領言七石八斗以来地方大所
村長系一通し面高保年中宗源宣旨よて
一正一位を授けり社家一人あり

一下山王

巡見礼ニ楚所権現酒田の積高縣安多ありと記一
よりの当社を安禮りてゆくともや

酒田所の西砂山の頂上あり工山王の社家
崗社を兼帯に山伏一人あり正月十日夜同
十六日の東所中一松勢進を出き社内小松
を積高紙を細の目よ切替渡方といふ又
所の形を切替ら方といふ両方より回付よ
競て火を折りて松子燃付るを禱とす
其儀法羽志の松子似り渡方ハ穢及ら方
ハ又穀吉函のトとと社家山伏社家よおい
て祈禱神祈等意の人 兼見物のとあり一群

集まらる人駭一と事し

に月中申日祭禮お夜社おにわいて御年
の除夜を定むに人あり二組とを雄獅子方
雌獅子方といふ同夜除夜一獅子既内祥を
渡き翌申日所中一社樂を渡き古来ハ大物
忌社社の社家亦獅子既内祥を渡き一とを
そ半先年大社考に載傳れを略之禊屋上
林加賀屋三人の年家笠祥を渡き并除夜
より山祥を介所くハ穢亦穀多出す東
禱寺かより大名持を出き其日祈禱の筆

英洛陽の祿是命を以るりあとし

一愛宕山大神視

丹波中尾岩山を勧請しし社ありて祭
神二座伊弉諾並尊火産靈尊なり葦原系卜
定記曰戊亥仁當天王都守護神明坐寸
即天神也七陰神也火災於永久退年為
也止天若宮仁和火産靈於置玉奈利偏
仁帝都靜謐乃基也云々又類聚国史曰
清和天皇貞觀十四年十一月二十九日
從五位下阿當護神從五位上云々は事

云代英洛陽より

羽源託すし卷元内平均の条下酒田の
場を為す事偏し伊豆り武勇によれり
皆一り是係人力の及所にあらず愛宕山
御軍地蔵を年来乞ひたりたりに思儀
の瑞現ありて伊豆の陣所よりた
かくふ勅が然し一りが面ハ多の如くなる
若僧出でて軍評定所の指図しりり
平安の後爰より告曰我ハ是電岩山ハ天物の
更飯古舞坊御款御軍の化身なりけ形を

撰一して一字に安を置き一内より尚來の化
辱を劬く仰よりハ武勇の譽を馳せし由土を
安徳よきハ大難刀難を払い七祐を授け祀
なりと示し一あむ伊豆を安んずる信心の所贖を
辨き別財の驗者を用蓋中より示し一あむ祀
新舊軍像を撰し社壇を造營し佐料を奏
奉りて奉りて号せしとあり今每秋郡中へ大札
を出し一初穂を交て新佐料とせし羽添祀乃
報穀なるきよふあむととい一とも西見の報と
記して志村氏を教をせしれ一奉りて吾輩に

志しきものこを壬午酒田所一所毎小虎會
を建て秋葉山大権現と稱し火災消滅を
祈り威應なくして却て大災よき事
ありて云々吾會を見りて至州秋葉山禪
宗古伝二十石余本寺親者信守之天坊大天
狗とあり天神地祇の内はあむされハ西史
神系も亦も見し是秋葉山大権現と稱せ
るハ古傳の私に稱せしなり一寛容神社
の火災を退めし事ハお件は明白之秋葉と
敬する心を以て阿當護社一神力を奉りて

当城の祈禱所なり。古く龍と出り申は、後雨
の祈禱を以て冥験の事あり。その後散水を
加ゆると云に、昔は城内よおめて大船号を
祈禱せし又日を定日とす。正月に日酒田中
のち、毎年始の程依に、宅地を滝岩寺に、糸
の月ハ門を以て開又羽源記九と云、曰酒田乃
湊は密地を建立して、後識所とお定め、常任
を退し、説法教化して、自地宗の号、徳を羅
破し、正朝の二日を并へて申及の一寺を立
させん。このまゝ云、密宗の願徳流と、念教為徳
の僧侶を撰ひ、八宗務の法門を、受すれり。
その後、志村伊豆、小酒田をありりして、より、後は
云、云宗は破す院、如し、つた、性寺ハ、天台宗
よめて、寛文年中とあり。とりやと云く寺
僧の語は、性寺ハ、滝岩寺の末寺なりし
といふ。今ハ、いはるなり。

一 鷄足山天正寺 禪宗

東禪寺分にあり、古く、筑す十七石、又、斗、五、米、内
十一石、五、米、上、安、田、村、六、石、五、斗、横、代、村、志、原、
開山より、江代目、は、紛、失、を、け、外、海、岳、寺、禪宗

泉流寺 禅宗 善守寺 浄土宗 祿徳寺 禅宗 妙法

寺 日蓮宗 地持院 禅宗 浄徳寺 浄土宗 林昌寺 日

安祥寺 浄土宗 浄福寺 日大信寺 日海向寺

高云宗 あり

信正曰 洞永山泉流寺といひ 禪寺あり古

人曰 昔秀衡入后の妹徳元公故ありて 庄内

よ来ありけむに 葬あり 古位碑あり 貞享年

中火災の附焼失今改めて 洞永院あり

庵泉流大禪元 五月十五日とありと云く 田

川郡田沃の内よ 徳元公の位あり

林昌寺 禪徳曰 永録二年 華鯨一口 令造鑄

出羽国 田川郡 大泉庄 酒田 湊 永禄

三より 當年 浦で 二る 一年 かり け 以 上 尚 寺

川南 古の 酒田 あり 一と 志 中 一と 志 下 記

傳り 秋田 郡 市 内 市 村 の 百 姓 泉 流 寺 村

といふ あり 一と 志 傳り 一と 志 傳り 一と 志

べー 信正曰 酒田 古田川 郡よ 属 一と 志 上 川

の 首 あり 一と 志 傳り 一と 志 傳り 一と 志

寺の 禪の 秘室 池よ 安祥寺の 什物よ 田川

郡 田と あり 一と 志

一時鐘

又大院より三代実録二十之卷貞觀十三
年八月廿三日丙寅 勅出羽国始置漏剋
云々

一 観音寺 真言宗也

城の外郭稻波川原よりあり当村古ハ河原
よして稻の渡りよるなり此新稲をりと云
当寺の系創志の人なり当中に葵の紋を
垂よる旧ありと云

一 青原寺

禪宗也山号曹溪山今ハ青原寺と云

けさ姪村山郡長谷堂の城下にあり慶長
年中志村氏城代より一時当所より石を移
さ志村父子の石塔并自用をくれ一檢鞍
證亦あり又散水を書よる然れ二橋雲龍の
然れ一幅あり名唐繪と云傳へり七月七日
流例として是を昇早魁の次古人雲龍の
然れをおして雨を祈る

一 神の浦

代々の撰集よけ浦をよる傳も歌多あり
然れを略之支本集よ祠のよせハ多き抄

衣松玉藻川も一海汲忘貝つんめこをを
唐土記とあり去人の岬を岬よ古ハ今のま
の浦の岸よつこを松敷標あり一とを岸
皆砂よして岩畑ちりれハ海松和布と生を
まこをつく一亦も今ハ立り事お一松月
相傳隋録曰去人ハ上川の山今の海国の
方をのこ神の浦と稱を信正按きりに磯
上川の南ハ砂地括出こをた右の神
よ比して員つる名なる一ハ新勅撰よ前関
白糖

一と名不ありしゆぬと神の浦

国府在右も浪や立ん
是右神の痕痕をよあり川を浦こして神の
浦と稱を磯とま一と云く予もなを地
利を見りにさしありぬ一と云及よん一傳
信正又曰定家ハ浦ハ唐記をよこあふ古
来より出羽の漢名に唐記の志一事文
も見一志但志を記をよこあひ一もや
尚為一と云く信正國史ハ見さる一や
續日本紀十之卷 聖武天皇神皇九月条下

渤海郡使首領高齊德等八人來著出羽
國遣使存問兼賜時服同十二月遣使賜
高齊德赤衣服冠履渤海郡者舊高麗國
也云々同紀同帝天平十一年辛卯平群
朝臣廣成等拜朝初廣成天平五年隨大
使多治比真人廣成入唐六年十月事畢
却順四船同發從蘇州入海惡風忽起彼
此相失廣成之船一百十五人漂著崑崙
國有賊兵來圍遂被拘執成等四人僅免
死得見崑崙王仍給升糧安置惡處至七

年自唐國欽州熟崑崙到彼使被偷載出
來既歸唐國逢本朝學生阿倍仲滿使奏
得奏天子許之給船糧發遣十年三月從
登州入海五月到渤海界適遇其王大欽
茂差使欲聘我朝即時同發及渡海渤海
一船遇浪傾覆大使昏德等四十人沒死
廣成等率遣衆到著出州國云々松下見
林翁異稱日本傳今按州當作羽云々同
三十一之卷 光仁天皇室龜二年五月
祭下渤海國使者青綾太史壹萬福等三

百二十五人駕船十七隻着出羽国賊地
野代湊於常陸国安置供給之。又日本
逸史卷四曰 桓武天皇延暦十四年
十一月丙申出羽国言渤海国使吕定琳
亦六十八人漂著夷地志理波村因被郤
畧人物散亡 勅宣遷越後国依例供給
国史卷百九十三 殊俗部渤海 志理波村之西を志理を夷地と
あれを室龜二年の賊地と准して那代色
の事もや程追て繹へ一曰二十八之卷
嵯峨天皇弘仁十一年夏四月戊戌唐人

日本記略

李少貞亦二十人漂著出羽国云々
如け西史より見ゆれを裡の浦にも船船漂着
せし事有りて船船をよこあををあまや
け浦の川上よ小たあつ瀬といふありまよて
船船を引得魚百又又引得船が瀬といふも
あり

一松山記

田鹿村 竹園村 中柳村 引地村 徳田村 石
名坂村 お浜村 下持山村 小見村 上水目村
下水目村 上持山村 上蓋荷浜村 古瀬村 中

山村 山寺村 布衣里村 渡場村 ぶ又字村
白く沃村 地見 ^山 吾屋村 大川 渡村 善吾屋村
如沃村 枚沃村 南ハ松山候之
北ハ赤中候之 曲沃村 寺沃村
中村 彩田村 粟木坂村 枚沃村以下五ヶ村
向地ノあり 小出村
小出彩田村 田庵村 沙料 中私 入おの地之
彦目 左六 三 清 安二年の口書に田庵ハ余
目安保坂 中舎 安保 五 坂 屋 候 たりし
とあり 善吾屋 沃引地 中柳 赤の村も安保氏
領をくれし 地見ノ 傳ハ 山寺にケ村 山寺介地里
渡場ハ又字
古門 熊坂 安約ハ 船といふ 傳ハ 人の 初 新 而

ありしとあり 何人の 殿士もや 候 名 未 詳
なり 志村 伊豆 沼田の 地を 領を くれし 一 村
山寺より 彩田を 傳り 清川 向 彩 ^山 吾屋を 立
言上ハ 上下の 船に 渡 船 傳れし 一 半 見ノ 傳ハ
古例村ハ 元々 孫 氏 一 傳 といふ 人 領を くれし
領 あり 大 事 領 未 考 程 追 て 傳ハし 一 小 寺 氏
曰 慶 長 以 前 上 川 の 地 色 に 田 川 飽 海
あ 郡 の 村 入 合 せ ありし 一 志 村 伊 豆 沼 田
の 地 色 一 一 村 五 郡 川 限 の 地 色 出 一 一 言
上 川 より 南 ハ 田 川 郡 川 より 北 ハ 飽 海 郡 と

定め—とあり、予按ずるに川を安郡の境と
志すべし、上古の事、（一）十三代

孝德天皇紀又辛年の条下に隔山河而分縣
とあり、たゞに後世川筋の度々替りて安
郡ハ被而ノ居を移シ被而なるハ安に任
替テ郡境も混雜志する事、のちを志村
氏政の事もあり、（一）南（二）の内也、館村
の東南野村の西は當りて古川筋あり、其
のち北—とく曲まり故に水吐あり、く二郡
の田畑欠損—なるにより、正保元年申夏

訃り、是れ松山安郡の役人中見方の事、六月
廿日より七月六日とは、彩川長六る二十町
堀切る、彩川はより大境まで九十九町余外
よる五十町、括添ありを、あふ日記未詳、
あり、小出、彩田、今川、南にあり、て飽海郡—
属に正保以前、川より水あり、—に元年
申夏堀切以後、川より南となる、なり、
飽海郡の地なり、（一）小今も飽海郡とて、小
出の地方を堀切—なり、（一）小出川といふ
小寺氏元内記は、今も清川の邊は川を

接てあ郡の村八合の地ありといふは是を云
よや外にあ郡入交ふも村居なり但大正村
ハ川北よりありて田川郡より属を是も川筋堀
留るるあり年記亦田川郡の郡小記
傳れを略之

一 松山寺屋敷

昔ハは地を中山と云々と云ふ正保年中
酒井官内左輔殿親よりより庶子大學頭及
ハ分賜ありて寛文年中丑宮の五年に至
て屋敷形を經始當石見守後より石見

二 石田川飽海二郡の内より八石あり村
山郡左近より二万二石あり

一 中山大明神

在代祭々多神二座あり是傍三拜殿ありハ
古在清の尉殿多礼に月毎日滿年に修禊
末社より冠日無に冠とありの社といふあり盲人を多り子細
漁秘あり故より畧之

一 洞瀧山總光寺

けり嘉慶年中月房和尚といひ一の扉差
きて中山在代の正信正信上人

中山の巴よ 建立一々々と云 月唐ハ石碑よ俗
姓秋田平氏とあり 古中に橋の名あり
月唐常州麻橋より 八枝の橋をとりて
持来け地よ植りると云 傳へり 接續一々
なり 一々を辛火災の^{ころ}焼付れとも 又肆
出て繁茂す 享安二年 唐自氏の古村よ中
河 沃ハ大山 寺妙院 伝とあり 伝よの昔 橋
を心光寺といふ 淨土宗 祈禱所を法護山
善寺といふ

賢曰 上郡 古の古の字 橋をん 伝 上郡ハ古

の伝 伝ハ古の古の字 橋をん 伝 上郡ハ古

一山寺

享安二年 山寺 出入の古村に 伝 十八坊あり
て 伝 地に古村ありと 見へり 今 親善堂
古村と 見へり 是よ 古村に 伝 あり 古村
や 古村よ 傳 傳れた 古村 古村 古村
よ 古村よ 古村の 古村 古村 古村
の 古村を 古村を 古村を 古村を
古村よ 古村よ 古村よ 古村よ 古村よ
古村よ 古村よ 古村よ 古村よ 古村よ
古村よ 古村よ 古村よ 古村よ 古村よ

經て澁川へ出まより三宮上へ一松より上り分る
と云々延壽式書二十八日出羽國驛る事下に
三宮上十又之村山那後十之遊翼十二足作
藝四足船十隻遊作十足蚌方中利十二之
白谷七之飽海秋田者十之とあり同傳馬桑
下宮上又之那後之之松又復中利六之遊翼
一之松六隻白谷三之松又復とあり宮上村
遊翼作藝白谷三之松は村山那後
山とにも那名なり那後ハ村山那の内もや
遊翼作藝云今之名なり一松佐ハ飽海那も五
蚌方ハ中利那もあり白谷といふ所今なり

遊翼作藝白谷三之松ハ一松割あれを大川の
色もて二郡の内と見へし今之宮上境ハ柏
谷河といふ村あり路を思より又里二十に丁
澁川より松語十二丁ありたわふに延壽式小
白谷といひハ柏の末端を脱して白と一
谷の下に沢の字を脱しともや松三ヶ所の夏
追て得ぬへし

一平田郷田沢組

板沢村 山村にあり 小俣村 仁師新田系及島屋中村本支
松山那なり 中俣村 吉ヶ沢丸山麻崎小向及坊屋
愛産及沢流之口海ヶ沢以上 中俣村 佐畑見後筆山新田系
十二ヶ所小俣の内一ヶ所小名なり 中俣村 花田中志津中里系能

古き地田以上九ヶ所中僕村の田より小多なり

木田村中村二之粟谷村

坂中村坂中彩田村

二ヶ村坂中彩田の小多之上田澤

村下田沃村

小女房小平善所二ヶ所田沃村の小多なり

お村なる二子三

十九石二斗七合二夕

大倉屋高屋あり

一相沃権現

水僕村よりあり急津洋りなるを程遠て飯ぬ

へ

一白澤山

高山なり頂上は薬師仏あり古人は月八日

よま詣りてけ山の禁は塩水の湧出あり

文選三都賦序より泉有鹽泉之井とありけ

頼少や

一才シメ

田沃村の内木田あり急津志る人が

人才シメ換と稱を女袴よりして胡麻りるを

持をあふとを氏子胡麻をほりむとそ由緒知る

人が

三代実録中朝列女傳亦に南郡小小孫賣

と云一貞婦見へり烈女傳にはチクシラメ

と玉字所れとも孫の字クシラと讀へる義程

西見有——三代実録よりハ西字有——予按
 にセウリウの尾——之有れは才之ハは小孫
 賣子や氏子胡麻を伝へざるハ截髪——て
 傍を控へるを感する公もや実録曰伴部小
 孫賣者出羽別飽海郡人也伉儷亡後盧
 於墓側為尼持戒苦行精進貞觀十五年
 夏六月叙位二階免同户租旌表門閭烈
 女傳頌曰
 惟小掠女性質木訥伉儷謝世細君截髪
 永失守節念佛明發日夜苦行澤及朽骨

一山館組

山館村 飛多村 小牧村 橋橋村 山吉村 中地
 目村 三ノ目村 堀野目村 天祐堂村 当村ノ天
満堂者利
村名 郡山村 橋林村 和泉 和泉 屋村 砂城村
 石橋村 中川村 橋林 和泉 屋村 山館 和泉 屋村
 山吉新田村 茨野新田村 小坂新田村 惣村
 高尾子九百七十石六斗一末三夕 飛多村より
高尾子九百七十石
砂城より二十八石あり

一飛多社

祭神事代主命なり社領二十二石六斗一末

諸山は仁王あれた能多の仁王は瑞雲寺に
あり一社あり一社といふ内は元々の式社
を多るといふ壬午國費といふ別當地蔵の仏
像一尊を安置して法の事なり社家六月一
日よりを白く獅子殿を渡り同十は日喚六
西の神あり後一十又日と本社よあめて神
事遷移法人群集檀の園を引らんとし一七
人曰る年祀以前社僧の斗いとして神祇
を罷出せしに此類長しして老翁の取て
ありしとて其後の位徳河田より密に仏

師を以て仏像と刻座し一若し入新付しして
安んじ被仏師子孫以終焉とていふ罷出
のころ神祇をおんを十一人十ヶ年以前
死せしとて神壇三ツを齋物にあり古き度
子年にもなるべし中ハ事代主命なり左右
ハ何の神もや志る人なり七人大忌昆沙の
なりといふ大己貴事代主の法父なれをお
成り祀まりしとて古田は古田と云ふも
概ありに似たり

三代実録十之卷曰貞觀七年五月五日以

出羽国観音寺預之定額云々、南郡、下観
音寺、三ヶ寺あり又他郡にもあり、或人曰
飛騨、山國、府、よを一、法、史、よ、大、概、府、を、の
寺、を、裁、き、南、山、の、観、音、寺、ハ、古、定、額、の、寺、ハ
古、田、の、下、ヶ、名、ハ、産、を、免、抄、と、い、ハ、名、あ、り、も、法
然、な、き、よ、を、阿、と、と、云、々、性、古、ハ、定、額、の、寺、と
て、法、史、の、寺、ハ、此、教、を、も、定、免、れ、そ、を、く、に、僧、正
僧、初、ち、と、あ、り、て、そ、下、ハ、僧、賣、人、と、教、を、定、免
免、れ、是、を、定、免、の、僧、と、い、ハ、延、喜、式、云、兼、察、に
見、へ、く、り、法、氏、河、海、抄、ハ、云、番、ハ、云、ハ、を、なり

番ハ藩なり、遠藩より、本朝の宮より、極、ま、る、所
なり、花、香、餘、情、ハ、云、番、察、を、法、師、海、り、く、と
の、つ、り、さ、と、よ、あり、云、ハ、僧、なり、蕃、ハ、客、なり
僧、尼、ハ、昔、ハ、百、海、法、より、本、朝、を、一、概、ハ、は、察
つ、り、さ、と、り、こと、あり、十、八、史、畧、才、七、日、元、朝、ハ
始、て、天、下、の、賦、税、を、定、永、為、定、額、と、云、々、弘、仁
文、ハ、兼、内、法、史、ハ、伽、藍、を、作、事、を、禁、断、を、し
る、そ、文、曰、定、免、法、寺、其、教、有、限、私、官、他、先、既、
立、制、と、云、々、小、学、陳、選、註、額、數、也、と、あ、れ、を、教
を、定、免、と、い、ハ、心、を、僧、の、外、に、定、免、の、女、孺、と

いふ事延壽式に見へりありておの空り
公人の通号にこそ

梅まゝに古田の下ヶ原よをたつ坊といふ親
善寺の事あり一八歳ま本記字負まの
系よをたつあり宇深山誕生寺と云とる

一 彩山丈椹現

支社飢畧記を見むに苗山飢る二十七石一合
内十一石二斗一本八合小見村同十二石五斗
五斗三合中水目村五斗寛永七年午九月
廿二日焼失利尚彩光山言勝寺元統九坊

あり七人彩山毘沙門と云福一して椹現と
いふ事を志しき今年三月廿日兼訪して
為礼を見むに幟に彩光山大椹現とあり
崖の肉よふ祇壇三ツを掲て古き言番物三
壇九よ右右よ垂ち元統氏子尔ま廻とて
三巡ま又獅子既祥を練出へ馬帽子洋衣
を着く一人一人出三巡終て獅子を舞まそ
後見の舞踊を因樂表組多あり大概吹浦
言古来の因樂は同一拍子亦古風之七人
彩山言式とて昔より群集をたてて寺家の

山号三字を一つにして稱せり事案におのふ
は彩山の二字の中に光の字を入れて三徳寺
の山号を彩光山と稱せしなり一は彩
世上にある事之田川郡余目館の結草一白
山丈権現あり在年羽鳥山よて額を至白
光山丈権現と稱せし彩光山もは彩なりん
多々西神なりんを何ぞ権現の号なりん
権現号は大概直説ある合の西あり合筆
羽鳥の彩なり彩山といふは富士十二名乃
そいつなりんを西神本花咲神コハナサクラ姫ヒメ余ヨリ之ノは神の

一三二 本地昆沙門とある合一はともやある合の及ハ
は大師より始り事なりんをちる形の本意は
あはし事なりん辨論を証人ありんは大師
は歌をり人としり一は彩山の至西権現村
に昆沙門方丈といふものあり富山の神蔵の
裏果ウラミともなりや

羽源記又し書曰東海林ミナトノ上ノ後ノ彩山三徳寺と
いふ山坊小池入てあり種を弄して村里は告り
は明後日ハ明後山取義光公は出陣ありん
先傳は東海林に舞回彩なる村といふもの

是と馳走の旨誠後述（一失討んとたれど
軍ハる姓も傳も考合ぬ（只おめ〜と歎
と〜れんよりハ我亦ハ一致〜て後の悲貴
子頼りゆ〜と福〜りバ尾浦より馳散〜と
た又高田より逃れ〜と云た是濃平田より上
より少悲を慕り〜と考とも名を以所を
始て我も〜と馳集り於て池田濃平同親
音寺十集る田之橋星川濃平生石金生沃堀
〜因彩田月布目の左家証具〜して七る余人
我も〜と集りると云々

一三ノ五

三ノ五村より多神大座大明神と稱せと或
人曰大座大明神ハ小お志神社の別号也や
飛騨大志を小お志神社といふ
事大社考又ハ別巻ニ詳す 中古け色戰場と云り
一此社既云火の爲に焼れ神神も煨焼と云
漸く愈々の焼跡〜を社地と安至〜諸人は
を相せ〜と云傳〜り予たおかに大座ハ愈々
より中出〜る信祿もや吹浦村表の大お志
後三ノ五も小お志ありては津ノ福れを於須月
代市を刺〜と大お志ハ正月卯三の日の日

より申の日と七日なり。三ノ宮お志の酉の日
より亥の日留て三日之大お志の七日なれを
三日を小お志としをんにお志の理なれを
大座の神号ハ小お志神社の別号もやと云
説も疑推おゆひ傳れむ史記一傳る先年一
大社考編集の記ハそ地の古人ハ委々事ヲを
釋^ハ史^ハ三日のお志あり半ハ今年遊地乃
後人より尋^ハ所^ハなり。大社考ハ云一こととく
吹浦村の古記ハ才一王子を摺尾大明神
一王子城端大明神才一王子大座大明神

とあり。ち家曰城端を二宮と稱するハ二王
子宮の略稱之ニ云ハ二王子宮の略稱なり
といふ例ハ才一王子宮を略稱して一宮
といふハさる理なれたさにあ^ハだ^ハして大
お志神社を以て一宮と稱す^ハ後世ハ生れて
お志の説を破^ルハ思ありとい^ハ（他^ハ必^ハ乃
以て考^ルハ一宮ハ指^テて^ハ敬^ス）^ハ三神を
二宮ニ云^ハといふ^ハと^ハお志ハ月山神社ハ二
宮^ハ一^ハて小お志神社を以て二宮と稱^ス
事^ハ）^ハ三^ハ事^ハも^ハや^ハお^ハ推^ハ由^ハ一^ハ宮^ハ二^ハ宮^ハ二^ハ宮^ハに

まると次第をみる社あり事ハ在繼十二と書よ
見ハ傳ハ神社啓蒙を見るに江州よし一と
記とあり右平記評判よしは一と云ふは云とを
地名と云伊豫越中出に二云の号ありを介
よしと記云よし見ハ傳れた秘よし秘をみる事よしと
物裁よしありと云ふよしと云ふ史よし見ハ傳
らむ

尚社伝砂城万歳丸没収をくられ一と云を
後社家もなぐ二三村役人等後一云より
乃とに壬午山栢村の長久寺といふと家別

尚社となり七月十七日社伝一において大政若
將後同日飛鳥村の社家社系傳乃去年社
中子経産を建第一寺の仏壇を建て云仏傳
乃の及場と云と書皆古事家の斗いよりより
親書と云已稱して社号を推去秋 公義
より法正社社名乃の以社号云よりも漢也
より村名よし傳て云と稱一云古社工字
よしを云ふよりハ歎一と云

一葉師堂

栢栢村よしあり山栢よし池といふあり早冠の

こゝろの地は神壇を接（奥味を備ふ）平田
その社の社名は集玉池の水を酌て神あり
持て徳の祈禱を先年予も大元屋木の拓
よりして当地におゐて雨を祈りしきり神
壇を引さるに申渡を流きそ日神ありに
てきりりり歌

照玉乃此地の水をくると阿けて

祈る心の意ありとありそ

当日領主あり代官を下され大元屋木を具
して神壇のあり路居を大元屋木と感

一山して予り方（きりりり）の意を以て吉田
表へ江をくりに神祇長上より此海流
軽作下さる去り年々神堂建立神祇により
て領主の神政を至く

一砂紙館

砂紙村より大山の地を武蔵家の支別方
殿丸といふ人の館なりを年館の内より長
無寺といふ禪寺を建位僧を至に祀りて病
死を卜者より詢ふに館の祟といふ故り去
冬元僧を集めて亡霊は位者より神皇正統記

といふ古事記當館の善提ありと云傳へり
長慈寺去年被寺に於て戒名未を鐸る
詳なりと云云館の社名に社務社あり

一山館

山楢村ふりり七人庄司に邦之藩尉といふ人
の館記ありといふ予按さるに前件一記を
東海林に邦成政督の内柵を様しありと
いふ人云上郡沼平の場をよして庄内よ庄
場なり尾浦合戦の附云上も按至し尾浦よ
あり城云と鞆の一人あり

一山谷堤

山谷村にあり周圍之るる後当郡の用水之
邊人を至古ありに堤を築し農業の爲之
孝徳記曰因々可築堤地可穿溝云々
垂仁紀曰三十六年令諸国多開池溝數
八百之以農爲事因是百姓富寛天下大
平也云々延喜式廿二十五出羽国正統
条下に池溝料三方東とあり大倉大山あ
池溝ハ朝家の命よて築りもや又泉谷地
といふ心堤あり古古人はありて其泉を治

しる事ありし扱と云傳り

一 漆曾根組

按さるに曾根は曾農の跡後よりして漆園と称
してありしや古書に漆園雙樹扱といふ
事あり

漆曾根村上中下牧曾根村 中曾根村 上曾根村
原村 所原村 彩喜渡村 南喜屋村 萩崎村
熊中田村 中野彩田村 福崎村 熊手喜屋村
手喜屋村 勝保園村 大野彩田村 七崎村 大
田彩田村 小堤村 上小堤村 下小堤村 布目村

古喜渡村 高村に古丁を分れて置村といふあり和赤雅
出羽の各所の内所籠登園といふは西よ

曾根田村 赤能寺村 久保田村 園村 古内村
中喜屋村 境喜屋村 寺内村 金生沃村 生石村 矢
流川村 大平村 洗中村 横代村 大槻村 三
代
用明天皇帝宇治村に八天斗の化書の記出毒書を喫て人
死より多に大物忌社社の威積よりして毒書の記消失
半々備村の古記より 惣村 一万余石七斗七合七夕

一 高泉社

山境といふ西よありて一丈許の澁あり岩
鉏の上より水流落るりといふ泉といふ二
十号社を西の方に移寫す号幅三号ほど乃

跡見記あり六十年以前大破その後再建す
持履記あり少東の方より十年以前あるを
ありーとを今そ仍ふ仁王石といふあり
三代実徳曰貞観六年二月廿七日出羽國
正六位堀河神高泉神並從五位下と云々
堀河神ハ吹浦村の古記に文二王子とあり
六七十年以前といふ泉系として諸人群集
せしとを古人の旧記に香尾山勝福寺の泚
とありけし山後収をくれりよりいふ泉神記
後収をくれりりや禮験一人あり今ハ石

勅と稱して神号をいふに神忠の人出て再
建の時ありを當郷依福の差なり

一生石山

當々の勝地なり堂一字あり觀音といふ二
月廿一日祭礼ありて神亦あり觀音といふ
當の事なり別當を延命寺といふ
業まらに當山ハ播州生石山を換へり
り神社考曰播戸國麻兒と姫路との間此山
中に靜室といふあり里人生石子と稱す大
己貴命少彦名命を祭りあり山相記曰

生石子の言神倉ハ陰陽二神主婦のおとく
取坐付天女降り社を造ると擬を既子黎
明よ及て起立よ暇あつた遂子工天一さる
のこ昂今の石室殿是なり生石ま人の歌よ
よめ志那の石室といふ是なりとを白井
宗因曰按陰陽二神ま海のこしとい大己
貴命少彦名命をいふり古來のお傳けあり
即生石村との歌よ

大汝少彦名乃將座志都乃石室者幾代
將經

とあり傳の直神ハ本朝醫術の大祖神之
由生石山延命寺の堂地并境内あり石室
林蔭の田畠の中にもありたれに播別
生石子の言神倉を撰して陰陽二神を志し
地まやちまを延命寺と稱するも二神ま
日本醫術の祖神なれを伝作の人を延命に
ちまをあふとの心まて延命寺といひあま
三月三日をちと稱して多りハけ神といふ
説ありあふ少彦名の略後なりと神中の
清水といふ神書に見へりけ山の草剣

千歳より乃ふ（一）大石は梵文を彫刻して服
と承和延久元平康永貞^興國建武正保^平の
年号皆よ埋きて見（傳）承和ハ人五五
に代 仁明天皇の年号もして当宝曆十
年まで九百二十三年なり。與國建武正平の
年号ハ南朝の年号に當出の南帝（屬）
より年ハ太平記亦よ詳なり。同書詳判を以
考るに當出の南朝は隆（一）年号ハ五十七
年なり。一書に人五十三代 成務天皇十
一年陽月當出の書は後ハ大己貴命少彦名
命の二神を祭るといふ事あり。海利大賢二
神を以て大己貴神社と名りハ大己貴命。
もの之生石山の草創の久しきを見れば二
神を祭る所ありや。

一朝日山八幡宮

館の傍より古流系承朝臣東夷征伐の祈
禱に建あふ社と名。社在る九石三斗五升是
亦一通之面地方生石村別當延命寺館を
池田隈波落より一後林森を流川村（近石
是濕地なり）友に延享年中一木戸屋を橋

永貞佐後信尹に誘引せしめ予も南山に
光社地を擇ね旧地（志平法地に字を告立し念仏の事あり）遷座せし神ありと云く佛
舎を經營せしる事を忌憚こせしる事と云く家
の才ひよ知せしるもの云東鑑十八之巻曰為
尼御臺所御計仰鶴岡別當阿闍梨尊曉
被停止宮寺中塔婆之宮作此塔建立始
有火災當宮以下鎌倉中數町燒亡其後
為再興被曳其地之處不經幾日數金吾
將軍御病惱仍不吉之由有其沙汰云々
刊遺言人りる文書を味ふ（志平）

一 雁鳥尾山

上杉系勝南山を没収せしめしと云く今は
堂社僧坊一字もなく佐後しる所のこたれ
已領地ハ山本邑の古田の下り名よけり斗之
僧坊教多ありりるよや蕨尾村の元統ハ舊
尾之子坊の末なりとしり事七倍の常法之
或人の許よる名草若大巨碧丸の事を以て
け山の史然と一飛鶴をえ海り鶴と一大臣
屋敷といひの被傳にあり極と云く物あり
杜撰の説よして云用しに是れは但南山

警誓書の逸書爲く出づ。五つある合巻若
の個これ一巻丸と云一巻もけり出り
事もありて警誓山とは名付るもや合
巻の事ハ俗説辨よ妻一これバ累々羽
源記よいふ雄とあり羽志の弁寛言雄乃
源寛おといふ一人出るの大力の云た一手に
美勝の徳よ向ふと云くは人の事ハ大山乃
場の下よ流石又東海林兄弟朝日山一籠り
一肘よ警誓の流石与力志くも事あり
又言雄山源記諸略の事といふ条ありを

条よ言雄山流石後福坊阿闍梨源記と云
又東海林も改言雄山よ籠事といふ条あり
其文中に小平といふ山ちにそ夜ハ着して
手負の云ともを休め痛ハ東海林も改ハ海
遍と名着して薬師堂にそ夜ハ五夜して
罪障懺悔の爲よ誦經念仏してと云くも改
け山よ籠り一ハ中野子安合戦の年よて
天正十二年酉の秋なりけり誠云よ討逐し
三上勢八子八る十三人とあり是より三上
系勝の事よ入後福寺源寛海弁ホ云上系

与力志くし事をもんて系勝付山を没収し
あふとを天正十九年卯十二月廿八日系勝
店內の地土を造れりも言上敵（与力
しるをもんてなり）福福寺い今言濃白
下安田村よりあり僅のちよて蕨是院寺下
あり今い言尾山と出くも牛王を出さる泉
の源流も言尾山の牛王を出さ何事も被ふ
没落の末とを但源流の牛王は流くも言
教子の境流山とあり境ハ地名を言くも如
へ

一朝日山館

矢流川村よりあり往古ハ懐古系後系夷と
戦ふ所付ハ館を築りをあふとを矢流川と
稱するも古戦場處の名なり山半より井有
を代と池田源流といふ人飲之言濃白大庄
屋池田氏の源流の子孫なり被取は濃州の
甲冑籠括物未今に跡あり羽源流又し言
朝日山の軍の系下に東海林兄弟先ハ江岸也政
尹ハ彩也昌盛
先日尾浦を落しよハを從三騎よめしり先
朝日山より楯籠砂城の柵を討逐くを隣を

攻取和与一して後子鹿田横代徳出村飛鳥
久保国深谷根布目冥言雄山一乘親善寺
善法善純寺善王寺彩田目扱といふ在在
跡に徳いなり一りいば去粮人支派山よて
一子余人を引率一して増く日をを重ぬる
と云く又曰城の中人池田渡波といふもの
本戸の矢切よ立上りていりに善事の大功
よ中へよ事ゆゆと叫りりられを徳言もた
出づ徳軍を皆一と押へ銃炮を毎て使たり
りり池田渡波言声よ中りりいけ地の者た

一旦善工義光の中知よ但さる事ハ東海林
兄弟禱りりりによりて善工三方の手よ属を
一大に似たりといへ全婚終敵對中私の本
意小あ〜ん故ハ先年武蔵出羽守義氏賊亡
の後西も郡も皆山形一随分はバ心な〜ん
本館よをなれりぬ人兼に降参仕る斗よて
ゆ〜ん物よ本館子猪を成入と治ゆ〜んを
古武蔵後再成與世の脱存入〜る前に公を
を東海林に希に親言を小強立〜れけ城よ
籠〜るとよてはあ〜るまお非を成宥免あ〜

け地は義居は男女老幼をさへ御ありて我亦
一人切腹仕敷る人の業に代り傳ふんとい
ふれむ然る長たき竹内之水大に飲て刻け
るを子るを以て尾浦一泊を—
を移さきおく城を更五池田渡波を切腹
さきべりくは男女老幼を御し和雅小
痛りり至—
と云く下畧

一大所組

大所村に吾^興屋村古志彩田村務渡川系村
酒田市郡中他同心他中官他兼内所兼屋

所漢所為子二子五百十二石は年九奉

一地産堂

大所村あり山号を室積山と稱是郡民
崇敬する事地は務ま—

一慈濃郷

日守川を以て在依慈濃五郷の境と凡村敷
八十二ヶ村是を十組よ分ツ而得十組ハ
大蔵組福山組小泉組門中組星川組下
安田組政所組正統寺組彩田目組彩田組
是なり

下南喜沃村 上南喜沃村 尚村ハ三上彩庄(の五)酒井家より段人を至

二階彩田村 大蕨村

以上四ヶ村大蕨組なり

本田村 滝あり庄目 羊津村 彩田村 上吉川村

下馬川村 吉割村 泥沃村 上福山村

以上八ヶ村福山組なり

常禪寺村 意所村 親善寺村 藤村 仁田村

下福山村 芥田村 小泉村 橋和村

以上九ヶ村小泉組なり

市糸村 門地所村 法連寺村 上吉田村 下吉

田村 上彩田目村 下彩田目村 小平沃村 南平

沃村

以上九ヶ村門地所組なり

上星川村 又三川 中星川村 下星川村 塚淵村

大久保村 新屋村 中川村 橋内村 明徳寺村

善王寺村 字取村 星川村 善屋村 三ツ橋村

以上十ヶ村星川組なり

古川村 大崎田村 善屋崎田村 政村 勢田村

上曾根村 下曾根村

以上七ヶ村政所組なり

上安田村 下安田村 忌部田村 安田^田吾屋村
赤川村

以上又々村 下安田組あり

正徳寺村 越橋村 小吉田村 中吉田村 南吉
田村 門田村 門田彩田村 上市祓村 下市祓
村 地藏寺村 一之坪村

以上十一ヶ村 正徳寺組あり

彩田目村 柳太の彩田村 本楢^村 二柳村
榎本村 本内村

以上六ヶ村 彩田目組あり 政と山手

上原塚村 下原塚村 田村 彩田村 赤地彩田村
西地彩田村 新泉彩田村 小吉地彩田村 吉地
田村^村 吾屋彩田村 吉田彩田村 吉田彩田村
傳之河彩田^村

以上十二ヶ村 惣領了二万二子三石八斗又
米に合七斗 計四五千石地方 渡大吾屋池田 吾屋を以て

一喜沢村

番取あり 踏々息より 役人を至る 庄内為後日
協の^{大浦}大浦 大浦中 山云 吾屋もあつて 一り ぬ只一騎
侍一人お住 (溪原を酒田の湊より 乗り 上

川の祇子口をさるよて急流一り希代乃
務事なりと今に人口は少きなりを蕃いまら
急流の善沃村へ然りて古人を崇仰と一山
城よ言上へ善沃村と云く伝正曰善沃城ハ
昔言上の彩花より元内へ急流よて今急流
の親善寺村ハ其頃の了次なりといふ村居
の様子歌よ似たり或人曰寛永正保の頃ハ
けむ後信正こと云く

一草津村

け村ハ地渡を歩くと草津はクサウツの略也

一なり。城後五葉目観村も地渡あり燈明に
用といへりけ村の地渡ハ制法あり一さみや
燈明よなりんと云く又当村の山入ハ湯あり
往年酒田所人玉本長右衛門といふものけ西
ハ假屋を建て湯を試といへる水更出て熱
りしを故子止之当村ハ小松氏の子孫あり
平家の子孫の善沃れらる所もや小松家の
墓と稱せらるあり

一下黒川村 山入也

當村よてを久一と云村なり頼朝卿旣来ハ

下されけり生食と云り名るハ尚村の与
平と云一百姓の先祖より出りると云、尚村
小古池あり古人曰往古け池より物を取出て
喫ふ与平の先祖より養りくる是は感一
て生食を生りると云傳へり

一海赤 石川よ長本を築立美を横よ至るもあ

福山常禅寺支村よあり秋月年奠を以て
領主へ款を支村とにもに役人を以て海赤を
する

一飛沃控視

観音寺村よあり祭神吹浦村と同神なり
多礼に月八日氏子へ獅子頭を舞止社殿一
負あり

一観音寺館

観音寺村よあり東次出雲守といく一人
享長十九年の元と居位をこれ一館あり
尚而よ通通寺といふ禅寺あり東次家の著
撰所よりて雲州の位解あり水月院住兼前
江島雲州大守阿闍梨大居士祇とあり
年号月日なり一古傳の看録帳よ天文二十

三年寅二月三日とあり又波村の没人
雲州の少れ一腰越状あり慶二享長二年の略
秋九月氏秀書とあり看經状よ天文二十
三年寅二月三日を死日とすると縁越状の
年号月日大子齋齋まらばなよ慶長十九甲
寅の年に死去せられ一を天文二十三年の寅
とち象の傳謄りらるゝと先年といひ傳りて
于茲大社考に少記一傳り一壬年大正寅
居の内或人の宅よて雲州の少れ一書状あ
るを見らに何れも来た出雲といわれとも

手記書判口一りりき一通の判ハ妻の字に
似たり又一色の判ハ義の字に似たり今案
此らに雲州とらり一に二代ありて位解
よあの字を加へらるゝや阿闍梨亦の事ハ
大社考に注一傳れを畧之少状の文面曰
少を云々上仍原形候及申少様候能去
十五日少下恙らぬは少少能他一候入
此言は十九日荒少廣留傳記を百家
自 將軍候少傳記之少傳之原は振舞
らぬは在日少能て有 少候之由は此

嘉永月十日廣岡津能事にて石作付なるに
大座換成上りし如換中此の石安き意
程子坂伊豆まで舟中し里て新石披露し
出立得云

十一月廿二日 東次出雲守

子坂為松友

尚くけ方事之外大言に此物成下此元
以る下くと信くと体息仕意と申し此事
信くと元成さひしとゆんたと云ふはけ
方似合致成用と作下度取入はし

とあり羽鳥山志仁堂と云はれ武為家の
事大概ありそ語を以て考ふに義氏の祖父
晴時二十二歳の時加賀より松まで上洛す
後義氏の背を庫院義興の書子子孫九十
七才まで上洛とあり云州の途中に此下志
とあり八千勝の事あり一午勝後子孫勝
と改稱をそは天下に玉器有りて義勝佐州
一核さりとあれは州もそはとも子孫を
核されしとや子坂氏の事未考文中を
考れを沼田城代ありしとや他館の

人とい見くは又三州より下治志事の一巻
一巻の状あれはお智くは意味もなされ
む略を又史記郡小女川一巻一巻の状あり
被郡の下に記をり氏の書状と小女川氏一
の状と吹浦村孫志事一巻一巻の状あり
同筆也

羽源記又し書末よ文禄三年甲午二好
関白秀次公奥州陣之初菊郡九戸一堀久
左兵攻入時大旨刑部少輔石田治部少輔
吹浦と祭向あり其初上校系勝名代として

直江山城守為續以下格引の山語は長陣
一して言坂倉崎川親善寺以下庄園千五
箇の一核を結め上校系勝の領国と成と云々
庄内物語曰天正十九年辛卯七月奥州九戸
城を九戸強理方史政実送んを格引之なる
七戸産之舞久為中勢大隅に志事一ホカ
を合を秀吉の下知し陸のさるによりて三好
中絶云秀次江戸大細云の先陣井伊直政
其外堀尾伊直の徳信九戸よ語をあら
苗田利家上校系勝ハ誠後勢を庄内よ語

市条村よあり、苗根^{香高}重^{香高}なる^{香高}一^{香高}なる^{香高}和歌
の^{香高}あ^{香高}付^{香高}よ 後陽成院の^{香高}神宇よりけ地よ
祠^{香高}なる^{香高}とあり、社^{香高}家^{香高}又^{香高}人^{香高}あり、小^{香高}野^{香高}何^{香高}系^{香高}上^{香高}是^{香高}
より、社^{香高}領^{香高}言^{香高}に^{香高}十九^{香高}石^{香高}二^{香高}斗^{香高}又^{香高}米^{香高}二^{香高}合^{香高}地^{香高}方^{香高}内^{香高}
九^{香高}石^{香高}二^{香高}斗^{香高}九^{香高}米^{香高}下^{香高}安^{香高}田^{香高}村^{香高}同^{香高}三^{香高}十^{香高}石^{香高}七^{香高}斗^{香高}五^{香高}米^{香高}
一^{香高}條^{香高}村^{香高}同^{香高}一^{香高}石^{香高}八^{香高}斗^{香高}七^{香高}米^{香高}下^{香高}星^{香高}川^{香高}村^{香高}同^{香高}七^{香高}斗^{香高}一^{香高}
米^{香高}八^{香高}合^{香高}横^{香高}所^{香高}村^{香高}同^{香高}六^{香高}石^{香高}五^{香高}斗^{香高}二^{香高}米^{香高}同^{香高}合^{香高}布^{香高}目^{香高}村^{香高}
よあり、

一場端大明神

多^{香高}形^{香高}村^{香高}よあり、七^{香高}人^{香高}二^{香高}ノ^{香高}ま^{香高}と^{香高}り^{香高}ふ^{香高}吹^{香高}浦^{香高}村^{香高}の^{香高}
古^{香高}記^{香高}一^{香高}二^{香高}五^{香高}子^{香高}とあり、流^{香高}流^{香高}例^{香高}附^{香高}流^{香高}神^{香高}の^{香高}變^{香高}
号^{香高}を^{香高}唱^{香高}ふ^{香高}に^{香高}三^{香高}口^{香高}端^{香高}と^{香高}唱^{香高}ふ^{香高}函^{香高}史^{香高}よ^{香高}キ^{香高}ノ^{香高}端^{香高}と
刑^{香高}を^{香高}三^{香高}上^{香高}山^{香高}取^{香高}而^{香高}之^{香高}の^{香高}末^{香高}社^{香高}よ^{香高}も^{香高}け^{香高}神^{香高}を^{香高}
多^{香高}り^{香高}て^{香高}キ^{香高}ノ^{香高}端^{香高}と^{香高}稱^{香高}を^{香高}予^{香高}按^{香高}を^{香高}ら^{香高}に^{香高}多^{香高}形^{香高}を^{香高}
ま^{香高}方^{香高}なる^{香高}と^{香高}ま^{香高}や^{香高}田^{香高}川^{香高}郡^{香高}八^{香高}幡^{香高}ま^{香高}り^{香高}陸^{香高}家^{香高}を^{香高}
定^{香高}て^{香高}多^{香高}形^{香高}を^{香高}祈^{香高}ふ^{香高}に^{香高}ま^{香高}方^{香高}公^{香高}田^{香高}方^{香高}と^{香高}り^{香高}ふ^{香高}あり
是^{香高}を^{香高}以^{香高}て^{香高}考^{香高}れ^{香高}を^{香高}古^{香高}ハ^{香高}神^{香高}領^{香高}の^{香高}内^{香高}を^{香高}ら^{香高}ま^{香高}方^{香高}と
稱^{香高}一^{香高}公^{香高}麻^{香高}を^{香高}ら^{香高}公^{香高}田^{香高}方^{香高}と^{香高}稱^{香高}を^{香高}一^{香高}と^{香高}見^{香高}ふ^{香高}より
一場端大明神の^{香高}封^{香高}一^{香高}なる^{香高}が^{香高}り^{香高}ま^{香高}方^{香高}と^{香高}云^{香高}一^{香高}
を^{香高}後^{香高}ハ^{香高}形^{香高}の^{香高}字^{香高}に^{香高}書^{香高}留^{香高}する^{香高}ま^{香高}や^{香高}被^{香高}村^{香高}古^{香高}田^{香高}の^{香高}

下ヶ名よ大鞆免御吹振と稱する田ありといふ人あり。往古地瀧大明神へ對きしれ一
地より事何の疑りあらん。言形村の在所に
徳田村といふあり。鯉川又本中内村といふ五
姓古け色もも官人の長城ありて地外
多なる。祢を地瀧と稱し又地地の内を地
の内と稱し一を後世地を本よ改めり。
よや、日本記を見らに地柵の二字何れもキ
と列を本中内村よ某田村、蠅塚村といふ二
名あり。案するに二名ハ本名も一て本所
内といふ。地瀧よ對し一なる。惣号なり一
け村の西ハ彩田目村よ一て言形本中内ホ
の地中なり。内公田外公田とといふ小名有
三代実録曰五十七代 陽盛天皇元慶
元年二月地瀧大明神授後五位上云々。古
人今二名と稱する。凡てお尚るさる。然
るに平田ハ二ノ名の下に記す。

一彩田目破

出羽守爲高而の館記なり。元禄孫今年又
三并として被村よあり。吹浦村の社記一曰

寛治年中八幡方昇家東征伐之時賊
皆悉強之得後家亦自知難能而後後大物
忌大神終有感應得討賊也於是後陣之日
使侍臣須藤某少奉仕于大物忌大神
後稱之曰留守殿云々お太平記云々又
軍出陣の条下に六陣之首首之馬とあり
け人を少し多めふりや東鑑九し巻をみる
に二不条(五)以下向の事あり總舎(以下
著の条下に可遂出羽國地檢之由は作垂
ぬる事少きを後地民亦然申云地檢之

可顛問田之旨ぬ之強引之由云々仍今
日て停心件事趣所被遣抄書也又曰尚
檢河之可被倒所之地民間田之事を警
聞食於出羽陸奥者依為夷之地度々新
制除花偏守古風更無新儀然者件問田
等何被停廢哉有公田之外問田者如年
來不可有相違之旨依鎌倉殿仰執達如
件

十月廿四日

出羽留守所

家因幡守

吹浦村の古記は六月十五日演出の祈年
に留る後社を護をくれ一幸あり又九月
又日矢福馬は兼仕の事あり貞運の記は
初官といふ古俗の話を以て出ーなりー
古記には予信とあり該社に安んずありー
事大社考は記之ハ檜原大物忌神社(幸
納ーる方口として今井家あり館の内に
大物忌神社を勧修ーる免舎あり一説
にはハ檜原ともいふ別當を淨政院といふ
は代以前の由依ハ吹浦を名家の庶子よて

古來ハ祈禱ありーと云。二月初子日吹浦
村の社名は祥神子口を源と淨政院を止
名とー今井家を祈年始と云被方口の事
元文中年中西田版より上々様(も云上ー
あ的事ありーと云。今井家の傳曰ハ檜原
安信堂を源氏の附大物忌神社(祈禱ー
あ的事ありーに靈應ありて被禱を亡ー
海傳ーあ的事吹浦村にありて名禱の實も
并忘れ違の及をる行あひーに由るあ是
を願めてさく由はけ附大物忌神社(名禱

有りし事を思召出されられた形迹
この(むら)ありん事も知らるるに
彩田目村は太神を祀る社を勧徳し
あり事を嘆息して力をこめて
何業をしつゝとめめふといふ
外田記市を考れむ事と檢
まむ人と見へし事ハ
大社へ奉仕勿論の事なり
を見今の世の神職の
かむ誤り民庶之熱訴を
嘆息して事

要旨毎事職は命を
いし事ハ
(事)

羽源記十し巻曰
信濃守を以て
彩田目村ハ
目村ハありし事
より留守ハ
田代志村氏
慶長六年八月十三日

沙井獅子取を渡を当村を以て門出とせ
故よつ出村といふ神事取家あり大月神
社のありて獅子取を祭を村の西田畔乃
中よ高き坊沼といふあり高き坊ハ吹浦村
の氣流まで当村ハ牛王老翁を引

一政取

古胡家あり友人を奪て政取を引きあふ
西の者なり今ハ一々村の名となりあ件ハ
記を六ヶ村の祖本なり太平記詳判云々又
氏若を同使の条下に事新日代政取をかん

と奸者ありてと云々又崇長元和記ハ

秀忠公長谷川左衛門政貞を以て境の政取
と云々（さる作付）とありさる政事を
執行す西の名なり又さる其の如きを稱して
政取といふ事もあり崇長元和記大仏再興
の条下に秀吉歳祀も録んて菟志一ぬ
（む後室政取の禪危の内斗）といとてと
云々

齋明紀五年春三月遣阿倍臣名闕率船師
一百八十艘討蝦夷国阿倍臣蔭集飽田

淳代二郡蝦蟇二百四十一人其膚二十
一人津輕郡蝦蟇一百十二人其膚四人
瞻振鉏蝦夷二十人於一所而大饗賜祿
瞻振鉏此云伊浮梨婆陸即以船一隻與五色綵帛祭彼
地神至肉入籠時問菟蝦夷瞻麻寫菟穗
名二人進曰可以後方羊蹄為政所肉入籠
梨姑問菟此云塗毗宇菟穗名此云宇保那隨瞻麻寫
後方羊蹄此云斯梨蔽之政所蓋蝦夷郡乎語遂置郡領而歸授道與越國司位二
階郡領與主政名一階云々

新明ハ二十八代の帝なりけ付しあこ出羽の

國号なく唯蝦夷と稱し飽田淳代津恒
亦その内なり津恒ハ今陸奥也ト屬人又け付
出羽田川飽海生理亦の名あこむ之代身程
光孝天皇仁和元年の条下に秋田場中及
飽海郡とあり案さるに飽海生理亦の郡ハ
秋田より裂別ト地ト也生理ハ今飽海秋
田両郡の中にあり田川郡ハ身一ト書よ
りあこ先名出羽郡トて載後より
裂分ト地なり案さるに新明帝の代
ハ今の飽海郡の地と秋田と稱して大川を

濱上河越の境と志りりよや保日本紀の文
よけ亦の事分明ならずねば唯推考の類を記
して智者のゆゑを待のこ贖振鋸今こそ
を志るるを贖ハ見りた海りもた訓む祖ハ志る
よして農具なり王化よなるて農業の爲ふ
祖を振るの公もや大管せし所ハ何れの地
よして海よるをさるなりし地神とい何地
の神を指し(さまや)越を志るるを同記よ紀年
反に月の系下に鵜田浦神といふ事あれ
地神と稱せしもけ神を指し(さまや)徳と

秋田よ湊といふあれとも浦と稱さるる
又彼地よ大社各神亦なり又る八十艘乃
多船の比也(さ)地見(さ)平麻山本二郡
は各神三所あれた山山よして海なり一
隻とよ色鯨帛を以て彼地神を多りとあ
まふけ神海川の色よ徳なりあふ事潔白
なり根夷西の地神なれば西中才一の神
して或月の神と見り(さ)當依二郡一各
神六所あれた田川郡の三所ハ海川の
色にあはれ地海郡たあ志月山の二神ハ大社の

名神子として吹浦は内務省当社の色に海
川あり社家の旧記より 系行天皇御宇大
物忌神社当座は現一 神明天皇二十
五年多海山上は結尾一 平城天皇御宇
吹浦村へ遷すとあり 神明帝の代は禁
まをす一あつた之の大神よりして之代は実録
元慶二年の系下に先是右中辨兼権守兼
系朝臣保別の奏云よけ二神自上古何方
有証哉標家驗とあれば無明記は地神と
いふは吹浦なりと書かへ度事に思ひまをん

べきとも根よ受定の詞を出さへさよ何と
飛騨ハ小物忌神社の本社よりして名神と
いふは小物忌よりして大谷を移さへさ地よあ
らむを案ずるに大谷の地ハ今の神浦大河の
邊にあやけ川当座より一の川まで百八十艘
の玄船を並とも様一とふいふりと地
利を見て能味ふさ事よや肉入籠ハ文字
のあともくもして合用の為に肉を籠よ入て
移さへさ凡俗なり一同鏡の事兼理た
むい事さ事なり後方羊蹄ハ蝦夷誌歎ふ

更番止るの稱よりして黄野ハ別文字の公
もや、凍き意味もあり、
ハ至西より東を同紀の流を見たり

神明天皇神宇己未七月小祢下坂合部石
布連大山下津守吉祥連を使者と
吳唐より来たる逆風より遭ひて南を經漸
十月下旬東京より天子問曰此等蝦夷
国有何方使人謹答国有東北天子問曰
蝦夷幾種使人謹答類有三種遠者名都
加留次者鹿蝦夷近者熟蝦夷今此熟蝦

夷每歲入貢本国之朝天子問曰其国有
五穀使人謹答無之食肉存活天子問曰
国有屋舍使人謹答無之深山之中止住
樹本下畧是ハ伊吉連情徳異に傳とアリといふ人少多
友子情徳書といふとを因入籠後方羊蹄亦
の名ありといふを考ふハ熟蝦夷とい
物を養熟して喰ふの名として南西なる
の事もや古王化より先ハ耕業も志
らば亦居りなく穴に居て樹下を家と
穀を教へ毛を煮血を飲し

虫利を爲す所の山奥ハ田畑少く山林よ入て
歎を糲り肉を食し皮を炙て市に鬻ぐこと云
人の云後常衲よあつに信託を傳ふこと云
親類準繩を用ひて完をあらむをたを傳ふ
是後未を束収業をたひて取とむと云
傳ふことといふとを肉入範問竟後方羊蹄
ホを而詳りながらは但し熟美の肉よして
赤明記の政而といふ今の高麗人の政而
よや節よ政而の名あり事よをさす政
ハ政而の上首をいふよや粒あつてころぬ

一

本邦國風土記卷之五

終

山形県立図書館



1-0324410-7